

## 大井町障がい者活躍推進計画

機関名	大井町役場
任命権者	大井町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
大井町役場における障がい者雇用に関する課題	<p>本町においては、現在、地方自治体の法定雇用障害者の採用人数は満たしているが、法定雇用率は若干下回っている。そのため障がいのある人を対象とした募集及び採用に取り組んでいくことが課題となっている。</p> <p>また、障がいのある職員が、その障がい特性や個性に応じて能力が有効に発揮できるよう組織的な体制整備を図るとともに、障がいのある職員を含むすべての職員が、働きやすい職場づくりに向けて取り組んでいくことが重要である。</p>
目標	
1 採用に関する目標	<p>障がい者である職員の実雇用率について、各年度において当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。</p> <p>〈評価方法〉 毎年の任免状況通報による把握及び進捗管理を行う。</p>
2 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。</p> <p>〈評価方法〉 前年度新規採用者の定着状況の把握</p>
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>① 障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>② 組織内の人的サポート体制として、総務課に相談窓口を設置するとともに、必要に応じて組織外の関係機関と連携体制を構築し、関係者間において情報を共有する。</p> <p>③ 障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>① 障がいのある職員が所属している部署の所属長は、人事評価時及び必要に応じて面談を行い、当該職員と担当業務が適切にマッチングしているか、業務遂行に困難が生じていないか点検を行い、意欲と能力が発揮できるよう検討を行う。</p>

	<p>② 所属長は、障がい等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、総務課長に相談し、必要に応じて産業医及び専門医からの意見を聞き、負担なく遂行できる職務の選定及び職務内容について検討する。</p>
<p>3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>① 総務課に相談窓口となる職員を配置する。</p> <p>② 所属長は、人事評価等の面談時に、障がい者である職員に対しては、必要な配慮事項等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>③ 措置を講じるに当たっては、障がい者である職員からの要望を踏まえつつ、過度の負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>④ 採用選考に当たっては、障がい特性に配慮した選考方法や職務内容の選定を工夫し、可能な範囲において適切に実施する。</p> <p>⑤ 募集・採用に当たっては、以下の取り扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。</li> <li>・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・ 介助者なしで業務執行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul> <p>⑥ 短時間勤務などの柔軟な時間管理制度や年次有給休暇、病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p> <p>⑦ 本人の希望等も踏まえつつ、実務研修等への参加を促進する。</p>
<p>4 その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各関係法令等に基づき、障がい者の活躍の場を拡大できるよう適切な支援、配慮に努める。</li> <li>・ 国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労支援施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</li> </ul>